

労審発第1582号  
令和6年3月18日

厚生労働大臣  
武見 敬三 殿

労働政策審議会  
会長 清家 篤



令和6年3月12日付け厚生労働省発雇均0312第16号をもって諮問のあった「中小企業退職金共済法第10条第2項第3号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第2条第1項第3号ロ(1)の支給率」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和6年3月18日

労働政策審議会  
会長 清家 篤 殿

勤労者生活分科会  
分科会長 山本 眞弓

「中小企業退職金共済法第10条第2項第3号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第2条第1項第3号ロ（1）の支給率」について

令和6年3月12日付け厚生労働省発雇均0312第16号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和6年3月18日

勤労者生活分科会  
分科会長 山本 眞弓 殿

中小企業退職金共済部会  
部会長 山本 眞弓

「中小企業退職金共済法第10条第2項第3号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第2条第1項第3号ロ（1）の支給率」について

令和6年3月12日付け厚生労働省発雇均0312第16号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。